平成２６年（フ）第３４１号
仙台市太白区長嶺６番32号
破産者　丸山　貴也
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
川崎市川崎区池上新町１丁目３番７号　林荘
破産者　中井川絹子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
富山県高岡市下伏間江129番地１、開始決定時の住所富山県射水市黒河新126番地１
破産者　五十嵐正美
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２２８０号
名古屋市中区新栄３丁目20番30号　ライオンズタワー千種601号、従前の住所愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地346
破産者　森前　　博
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４８号
名古屋市緑区大形山511番地　エスポワール滝ノ水106号
破産者　志向塾こと　伊藤　貴雄
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７９号
愛知県春日井市小野町５丁目66番地１
破産者　山端　孝明
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３０号
名古屋市北区楠２丁目324番地
破産者　柴辻設備工業所こと　柴辻　秀年
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２８号
愛知県春日井市八田町３丁目９番地15
破産者　高橋　文夫
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５４号
愛知県小牧市大字岩崎1242番地１
破産者　川本　　清
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５５号
愛知県東海市富木島町新道才81番地の２　ハイツかずみ203号
破産者　川本　伸宏
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９６号
愛知県東海市名和町森ノ上53番地の16、従前の住所愛知県大府市一屋町３丁目80番地　スペクトル大府1206号
破産者　アレマン　キロスこと　ＡＬＥＭＡＮ　ＱＵＩＲＯＺ　ＭＩＣＨＡＥＬ　ＯＲＬＡＮＤＯ
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４３号
堺市堺区住吉橋町１丁２番２―301号
破産者　中川美智子（旧姓山村）
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７９号
大阪府河内長野市美加の台１丁目39番１―1014号、前住所大阪府河内長野市美加の台１丁目17番82―304号
破産者　岡本　幸高
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁23番１―1015号
破産者　長尾　常雄
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３６号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―1509号、従前の住所兵庫県明石市港町12番７号
破産者　大久保圭子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７４号
神戸市灘区岩屋中町５丁目２番21―1210号
破産者　玉置　裕紀
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６号
兵庫県宝塚市栄町３丁目９番30―401号、前住所兵庫県宝塚市月見山１丁目３番24―601号
破産者　圖師　由教
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
兵庫県伊丹市荻野５丁目214番地　ロイヤル伊丹103号、前住所兵庫県伊丹市山田３丁目１番17号
破産者　山下　瑞代（旧姓菊永）
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係